

# 各務原市子育て世帯訪問支援事業実施要綱

(令和7年3月28日決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、家事、子育て等に不安又は負担を抱える子育て家庭等に対して必要な支援を行い、その家庭環境及び養育環境を整え、虐待のリスク等の高まりを未然に防ぐことを目的として、市が児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の3第19項に規定する子育て世帯訪問支援事業（以下「事業」という。）を実施することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(事業対象者)

第2条 事業の対象となる者（以下「事業対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者のうち、市内に住所を有するものとする。

(1) 事業の利用を開始する時点で、生後6月以内の乳児を養育している保護者又は生後1年以内の多胎児を養育している保護者であって、心身の不調等により、その養育を支援することが必要であると認められるもの

(2) その他市長が特に事業の利用が必要であると認める者

(事業の内容等)

第3条 事業は、訪問支援員を事業対象者の居宅に派遣し、次に掲げる支援を行うことをその内容とする。

(1) 調理及び食事の支援、衣類の洗濯及び補修、居宅の清掃及び整理整頓、生活必需品等の買い物の代行その他市長が必要と認める日常的な家事の支援

(2) 授乳又は食事の補助、おむつの交換、排せつの介助、入浴又はもく浴の補助、保育所等への送迎（徒歩又は公共交通機関による送迎に限る。）その他市長が必要と認める日常的な育児の支援

(3) 子育て等に関する不安、悩み等の傾聴、相談及び助言

(4) 地域の母子保健の施策、子育て支援の施策等についての情報提供

2 前項の規定にかかわらず、病児及び病後児については、同項第2号に掲げる育児の支援を行わないものとする。

3 事業は、保護者が在宅している時に行うものとする。ただし、市長が特別の事情があると認める場合は、この限りでない。

(事業の委託)

第4条 前条第1項の規定による訪問支援員の派遣は、これを適切に実施することが

できると市長が認める者に委託して行うものとする。

(訪問支援員)

第5条 前条の規定による委託を受けた者(以下「委託事業者」という。)が派遣する訪問支援員は、次に掲げる要件を満たす者でなければならない。

(1) 保育士、保健師、助産師、看護師、子育てに関する知識及び経験を有する者その他の事業による支援を適切に行う能力を有する者であること。

(2) 事業の適切な実施を図るために市長が必要と認める研修を受講していること。

(3) 次のいずれにも該当しないこと。

ア 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

イ 法、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律(平成11年法律第52号)又は児童福祉法施行令(昭和23年政令第74号)第35条の5各号に掲げる法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

ウ 児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号)第2条に規定する児童虐待又は法第33条の10第1項に規定する被措置児童等虐待を行った者その他児童の福祉に関し著しく不適当な行為をした者

2 訪問支援員は、事業の実施に当たっては常に身分証明書を携行し、事業対象者の居宅を訪問した際には、これを提示しなければならない。

(利用申請)

第6条 事業を利用しようとする者は、各務原市子育て世帯訪問支援事業利用申請書(様式第1号)を市長に提出するものとする。

(利用承認等)

第7条 市長は、前条の規定による申請(以下「利用申請」という。)があったときは、その内容を審査し、事業の利用の承認の適否を決定し、各務原市子育て世帯訪問支援事業利用承認(不承認)通知書(様式第2号)により当該利用申請をした者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による事業の利用の承認(以下「利用承認」という。)をしたときは、各務原市子育て世帯訪問支援事業委託通知書(様式第3号)により、委託事業者に通知するものとする。

3 利用承認の有効期間は、3か月を基準として、利用申請がなされた期間を考慮し

た上で市長が指定する期間とする。

(事業の利用の勧奨及び支援)

第8条 福祉事務所長は、利用申請をしていない事業対象者であつて、事業の利用が必要と認められるものに対しては、法第21条の18第1項の規定により、事業の利用を勧奨し、及びその利用ができるよう支援しなければならない。

2 福祉事務所長は、前項に規定する利用の勧奨及び支援を行つてもなお、同項に規定する者が疾病その他やむを得ない事由により利用申請をすることができない場合等、事業を利用することが著しく困難であると認めるときは、法第21条の18第2項の規定により、当該者について事業を実施することを決定することができる。ただし、事業対象者が事業の利用を明確に拒絶している場合は、この限りでない。

3 福祉事務所長は、法第21条の18第2項の規定による事業の実施の決定(以下「措置決定」という。)をしたときは、各務原市子育て世帯訪問支援事業措置決定通知書(様式第4号)により当該措置決定を受けた者(以下「措置利用者」という。)に通知するものとする。

4 市長は、福祉事務所長が措置決定をしたときは、各務原市子育て世帯訪問支援事業委託通知書により、委託事業者に通知するものとする。

5 措置決定の有効期間は、3か月を基準として福祉事務所長が指定する期間とする。

(事業の利用時間)

第9条 事業は、次に掲げる日(第13条第3項第1号において「休日等」という。)を除いた日の午前10時から午後4時までの間において実施するものとする。ただし、市長がやむを得ない事由があると認めるときは、この限りでない。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

(3) 12月29日から翌年の1月3日までの日

2 利用承認を受けた者(以下「自主利用者」という。)又は措置利用者は、その利用承認又は措置決定の有効期間内において、1週間につき2日を限度とし、1時間を単位として1日につき合計2時間まで、事業を利用することができる。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(事業の中止等)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、事業を中止すること又は実施しないことができる。

- (1) 事業を利用する者の家庭に感染症に罹患し、又は罹患したおそれのある者がいる場合
  - (2) 派遣された訪問支援員に対し危害が加えられるおそれがあると認められる場合
  - (3) 第13条第2項の支払期限までに同項に規定する費用が支払われなかった場合
  - (4) その他市長が特別の事情があると認める場合
- (利用承認の取消し)

第11条 自主利用者は、利用承認を辞退しようとするときは、各務原市子育て世帯訪問支援事業利用辞退届（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、当該届出をした自主利用者に係る利用承認を取り消すものとする。

3 市長は、前項に規定する場合のほか、自主利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該自主利用者に係る利用承認を取り消すことができる。

- (1) 第2条に規定する事業対象者の要件を満たさなくなった場合
- (2) 虚偽その他不正な行為により利用承認を受けた場合
- (3) 事業を利用することが著しく不適當であると認められる場合

4 市長は、前2項の規定により利用承認を取り消したときは、各務原市子育て世帯訪問支援事業利用承認取消通知書（様式第6号）により、当該取消しを受けた者に通知するものとする。

(措置決定の取消し)

第12条 措置利用者は、措置決定を辞退しようとするときは、各務原市子育て世帯訪問支援事業措置辞退届（様式第7号）を福祉事務所に提出しなければならない。

2 福祉事務所長は、前項の規定による届出があったときは、当該届出をした措置利用者に係る措置決定を取り消すものとする。

3 福祉事務所長は、前項に規定する場合のほか、措置利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該措置利用者に係る措置決定を取り消すことができる。

- (1) 第2条に規定する事業対象者の要件を満たさなくなった場合
- (2) 虚偽その他不正な行為により措置決定を受けた場合
- (3) 事業を利用することが著しく不適當であると認められる場合

4 福祉事務所長は、前2項の規定により措置決定を取り消したときは、各務原市子育て世帯訪問支援事業措置決定取消通知書（様式第8号）により、当該取消しを受けた者に通知するものとする。

(利用者の負担)

第13条 自主利用者は、事業を利用するときは、事業に要する費用の一部を負担しなければならない。

2 前項の規定により自主利用者が負担する費用の額は、訪問支援員の派遣1回につき、別表に掲げる自主利用者の世帯区分に応じ、同表に定める負担額とし、その支払期限は、利用日前の市長が定める日とする。

3 前項の規定により支払われた費用は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、これを還付することができる。

(1) 自主利用者が利用日の前日（その日が休日等に当たるときは、その日前においてその日に最も近い休日等でない日）の午後5時までに事業の利用の取りやめを申し出たとき。

(2) 自主利用者の責に帰することのできない理由により事業を利用することができなくなったとき。

(3) その他やむを得ない事情があるとき。

4 措置利用者については、第1項に規定する費用の負担を要しないものとする。

5 自主利用者及び措置利用者は、事業の利用に当たり、買い物の代行による生活必需品の購入費、送迎に係る交通費等の実費が生じた場合は、委託事業者に対し、当該実費に相当する金額を支払わなければならない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、令和7年6月1日から施行する。

2 刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号。次項において「刑法等一部改正法」という。）の施行の日の前日までの間における第5条第1項（第3号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同号ア中「拘禁刑」とあるのは、「禁錮」とする。

3 刑法等一部改正法第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号）第13条に規定する禁錮以上の刑に処せられた者については、これを拘禁刑以上の刑に処せられた者とみなして、第5条第1項（第3号アに係る部分に限る。）の規定を適用する。

附 則（令和 7 年 7 月 23 日決裁）

この要綱は、決裁の日から施行する。ただし、第 5 条第 1 項第 3 号ウの改正規定は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。

別表（第 13 条関係）

自主利用者の世帯区分	負担額
生活保護世帯	0 円
住民税非課税世帯	300 円に利用時間数を乗じて得た額と 370 円とを合算して得た額
住民税所得割課税世帯	600 円に利用時間数を乗じて得た額と 890 円とを合算して得た額
その他の世帯	1,500 円に利用時間数を乗じて得た額と 1,830 円とを合算して得た額

備考

- 1 この表において「生活保護世帯」とは、事業を利用した日において、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 6 条第 1 項に規定する被保護者が属している世帯をいう。
- 2 この表において「住民税非課税世帯」とは、自主利用者及び当該自主利用者と同一の世帯に属する者が地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による市町村民税を課されていない世帯（生活保護世帯を除く。）をいう。
- 3 この表において「住民税所得割課税世帯」とは、自主利用者及び当該自主利用者と同一の世帯に属する者について、地方税法の規定による市町村民税の同法第 292 条第 1 項第 2 号に掲げる所得割の額を合算した額が 7 万 7,101 円未満の世帯（生活保護世帯及び住民税非課税世帯を除く。）をいう。

様式第1号（第6条関係）

各務原市子育て世帯訪問支援事業利用申請書

年 月 日

（宛先）各務原市長

住 所 \_\_\_\_\_  
 （申請者）氏 名 \_\_\_\_\_  
 電話番号 \_\_\_\_\_

各務原市子育て世帯訪問支援事業を利用したいので、次のとおり申請します。また、事業の利用に当たっては、以下の事項に同意します。

- ①利用承認の決定及び利用者負担額の算定のため、申請者及び同一世帯員の住民登録、市民税の課税状況及び生活保護の受給状況を市が確認すること。
- ②事業の実施に必要な範囲で、市が委託事業者との間で個人情報等を共有すること。
- ③事業の利用に当たっては、各務原市子育て世帯訪問支援事業実施要綱を遵守すること。

利用者	氏名			生年月日	年 月 日	
	住所				電話	
同居の家族状況	氏 名	続柄	生年月日		備 考	
			年 月 日			
			年 月 日			
			年 月 日			
			年 月 日			
利用希望	期間	年 月 日から		年 月 日まで		
	時間	時 分 から		時 分 まで		
	回数	月 ・ 週 回		曜日		
申請理由						
備 考						

様

各務原市長

各務原市子育て世帯訪問支援事業利用承認（不承認）通知書

年 月 日付けで申請のあった各務原市子育て世帯訪問支援事業の利用については、（承認・不承認）としましたので、次のとおり通知します。

利用者	氏名		生年月日	年	月	日
	住所			電話		
支援内容						
利用承認有効期間		年 月 日から		年 月 日まで		
時 間		時 分 から		時 分 まで		
回 数		月 ・ 週 回		曜日		
不承認の理由						
備 考						

様

各務原市長

各務原市子育て世帯訪問支援事業委託通知書

次の利用者に対する訪問支援員の派遣を委託しますので、通知いたします。

利用者	氏 名		生年 月日	年 月 日
	住 所			
利用理由				
利用承認 有効期間		年 月 日から	年 月 日まで	
時 間		時 分 から	時 分 まで	
回 数		月・週 回	曜日	
連絡先	氏 名	(申請者との続柄 )		
	住 所	電話番号	—	—
特記事項				

様

各務原市福祉事務所長

## 各務原市子育て世帯訪問支援事業措置決定通知書

児童福祉法第21条の18第2項の規定により子育て世帯訪問支援事業を実施することを決定しましたので、次のとおり通知します。

利用者	氏名		生年月日	年	月	日
	住所				電話	
措置決定の理由						
支援内容						
措置決定有効期間		年 月 日から			年 月 日まで	
時 間		時 分 から		時 分 まで		
回 数		月 ・ 週 回		曜日		
備 考						
<p><b>【教示】</b></p> <p>1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、各務原市長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。</p> <p>2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、各務原市を被告として（訴訟において各務原市を代表する者は、各務原市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。</p>						

様式第5号（第11条関係）

各務原市子育て世帯訪問支援事業利用辞退届

年 月 日

（宛先）各務原市長

住 所 \_\_\_\_\_  
（届出者）氏 名 \_\_\_\_\_  
電話番号 \_\_\_\_\_

各務原市子育て世帯訪問支援事業の利用を辞退しますので、次のとおり届け出ます。

1 辞退年月日 年 月 日

2 辞退の理由

様式第6号（第11条関係）

第 号  
年 月 日

様

各務原市長

各務原市子育て世帯訪問支援事業利用承認取消通知書

年 月 日付け 第 号にて通知した各務原市子育て世帯訪問  
支援事業の利用の承認を取り消しましたので、次のとおり通知します。

1 取消年月日 年 月 日

2 取消しの理由

様式第7号（第12条関係）

各務原市子育て世帯訪問支援事業措置辞退届

年 月 日

（宛先）各務原市福祉事務所長

住 所 \_\_\_\_\_  
（届出者）氏 名 \_\_\_\_\_  
電話番号 \_\_\_\_\_

各務原市子育て世帯訪問支援事業の利用を辞退しますので、次のとおり届け出ます。

1 辞退年月日 年 月 日

2 辞退の理由

様

各務原市福祉事務所長

各務原市子育て世帯訪問支援事業措置決定取消通知書

年 月 日付け 第 号にて通知した児童福祉法第21条の18  
第2項の規定による各務原市子育て世帯訪問支援事業の実施措置の決定を取り消しました  
ので、次のとおり通知します。

1 取消年月日 年 月 日

2 取消しの理由

【教示】

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、各務原市長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、各務原市を被告として（訴訟において各務原市を代表する者は、各務原市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。